

「公正取引委員会よろず相談室」の御案内

こんなお悩み、ありませんか？

発注側

- 下請事業者向けの注文書に記載すべき内容を確認したい。
- 支払遅延にならないよう支払期日を設定したい。
- 不良品を返品するための条件を確認したい。

受注側

- タダで取引先の棚卸しを手伝うよう頼まれた。
- 消費税の増税分を支払ってもらえないので、税率アップ分が自社負担となっている。
- 納品先から、ライバル企業とは取引しないように言われた。

「公正取引委員会よろず相談室」参加者の中の多くの方から、「有意義だった。」「開設は必要である。」「利用したい。」といった意見をいただいています。



公正取引委員会よろず相談室（富山県）

1 日 時

令和3年6月16日（水） ①午後2時から ②午後3時から ③午後4時から
各回50分以内

2 実施方法

オンライン方式

3 内 容

下請法、消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法の相談会

4 申込方法

令和3年6月10日（木）午後5時までに下記の内容を記し、中部事務所下請課
(chubu-shitauke@jftc.go.jp) までメールにてお申込みください。

メールのタイトル 「公正取引委員会よろず相談室（富山県）参加申込み」

1. 所属（会社・団体）

2. 役職・氏名

3. 相談内容（選択） ①下請法 ②消費税転嫁対策特別措置法 ③独占禁止法 ④その他（ ）

4. 時間（選択） ①午後2時～ ②午後3時～ ③午後4時～

（第1希望から第3希望まで記載してください）

5. 連絡先電話番号

6. メールアドレス

5 定 員

開設日ごとに6名（先着申込順）

問い合わせ先

公正取引委員会事務総局中部事務所 電 話 052-961-9424

下請課 岡田，齋藤

詳しくは公正取引委員会事務総局中部事務所のホームページ

(https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/yorozu_toyama.html) を御確認ください。